

令和4年度

外 部 評 価 報 告 書

令和4年3月

神戸市立工業高等専門学校

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 1. 神戸市立工業高等専門学校自己評価基準 | 1 |
| 2. 自己評価の概要 | 6 |
| 【基準1】神戸高専の目的に関すること | 6 |
| 【基準2】神戸高専の教育組織に関すること | 11 |
| 【基準3】神戸高専の自己評価・改善の体制に関すること | 15 |
| 【基準4】神戸高専の管理運営に関すること | 17 |
| 【基準5】神戸高専の財務に関すること | 20 |
| 【基準6】学習環境及び学生支援に関すること | 21 |
| 【基準7】準学士課程の教育課程及び教育方法に関すること | 27 |
| 【基準8】準学士課程の学生の受入れに関すること | 31 |
| 【基準9】準学士課程の学習・教育の成果に関すること | 32 |
| 【基準10】専攻科課程の教育課程及び教育方法に関すること | 34 |
| 【基準11】専攻科課程の学生の受入れに関すること | 37 |
| 【基準12】専攻科課程の学習・教育の成果に関すること | 39 |
| 【基準13】神戸高専の研究活動に関すること | 41 |
| 【基準14】神戸高専の地域貢献活動に関すること | 43 |
| 【基準15】神戸高専の国際交流活動に関すること | 44 |

1. 神戸市立工業高等専門学校自己評価基準

【基準1】神戸高専の目的に関すること

- (1-1) 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- (1-2) 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- (1-3) 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- (1-4) 専攻科課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- (1-5) 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- (1-6) 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- (1-7) 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【基準2】神戸高専の教育組織に関すること

- (2-1) 学科の構成及び専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- (2-2) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。
- (2-3) 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。
- (2-4) 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。
- (2-5) 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。
- (2-6) 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。
- (2-7) 教員の採用や昇格等に関する基準や規程が明確に定められ、適切に運用されているか。
- (2-8) 授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。
- (2-9) 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。また、教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【基準3】神戸高専の自己評価・改善の体制に関すること

- (3-1) 教育活動や研究活動を中心とした総合的な状況について、定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。
- (3-2) 根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。
- (3-3) 神戸高専の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われているか。
- (3-4) 神戸高専の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われた結果が自己点検・評価に反映されているか。
- (3-5) 外部有識者による外部評価が定期的に実施され、聴取された意見等が自己点検・評価に反映されているか。
- (3-6) 自己点検・評価や第三者評価、外部評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

【基準4】神戸高専の管理運営に関すること

- (4-1) 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。
- (4-2) 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。
- (4-3) 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。
- (4-4) 外部の教育資源を積極的に活用しているか。また、管理運営のための任務を果たすことができるよう研修等、管理運営に関わる SD が組織的に行われているか。
- (4-5) 教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【基準5】神戸高専の財務に関すること

- (5-1) 本校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。
- (5-2) 本校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- (5-3) 本校の目的を達成するため、教育研究活動に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備しているか。そして、実際に行われているか。
- (5-4) 本億を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。

【基準6】学習環境及び学生支援に関するこ

- (6-1) 編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。
- (6-2) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。
- (6-3) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。
- (6-4) 履修等に関するガイダンスを実施しているか。
- (6-5) 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。
- (6-6) 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。
- (6-7) 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。
- (6-8) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。
- (6-9) 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

【基準7】準学士課程の教育課程及び教育方法に関するこ

- (7-1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
- (7-2) 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。
- (7-3) 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。
- (7-4) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
- (7-5) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。
- (7-6) 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
- (7-7) 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【基準8】準学士課程の学生の受入れに関すること

- (8-1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
- (8-2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
- (8-3) 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。

【基準9】準学士課程の学習・教育の成果に関すること

- (9-1) 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。
- (9-2) 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。
- (9-3) 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【基準10】専攻科課程の教育課程及び教育方法に関すること

- (10-1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、専攻科の授業科目が適切に配置され、専攻科の教育課程が体系的に編成されているか。
- (10-2) 専攻科の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
- (10-3) 専攻科の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。
- (10-4) 専攻科の成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
- (10-5) 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【基準11】専攻科課程の学生の受入れに関すること

- (11-1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
- (11-2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
- (11-3) 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。

【基準 1 2】専攻科課程の学習・教育の成果に関すること

- (12-1) 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。
- (12-2) 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。
- (12-3) 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。
- (12-4) 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【基準 1 3】神戸高専の研究活動に関すること

- (13-1) 神戸高専の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られているか。

【基準 1 4】神戸高専の地域貢献活動に関すること

- (14-1) 神戸高専の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められているか。

【基準 1 5】神戸高専の国際交流活動に関すること

- (15-1) 神戸高専の国際交流活動等に関する目的等に照らして、国際交流活動が適切に行われ、活動の成果が認められているか。

※各基準の自己評価は以下のように行っている。

5：十分に達成している

4：概ね達成しているもののまだ努力が必要

3：ほぼ達成しているが取り組みが不十分

2：達成状況がかなり不十分

1：取り組みがなされていない

2. 自己評価の概要

【基準1】神戸高専の目的に関すること

本校の3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）は、準学士課程及び専攻科課程それぞれに対して明確に定められており、本校Webページで公表されている。本校の使命、教育方針、養成すべき人材像は以下の通りに定めており、本校Webページや学生便覧に明記している。

本校の使命

本校は、学校教育法の定める高等専門学校として、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること、並びにその教育、研究機能を活用して国際港都神戸の産業及び文化の発展向上に寄与することを使命とする。

教育方針

・人間性豊かな教育

心身の調和のとれた、たくましい感性豊かな人間形成をめざして、教養教育の充実をはかるとともに、スポーツ・文化クラブ等の課外活動を振興する。

・基礎学力の充実と深い専門性を培う教育

工学に関する基礎知識と専門知識を身につけ、日進月歩する科学技術に対応し、社会に貢献できる実践的かつ創造的人材を育成する。

・国際性を育てる教育

国際・情報都市神戸にふさわしい高専として、世界的視野を持った、国際社会で活躍できる人材を育成する。

養成すべき人材像

○準学士課程

健康な心身と豊かな教養のもと、工学に関する基礎的な知識を身につけると同時に、創造性も合わせ持つ国際性、問題解決能力を有する実践的技術者を養成する。

■機械工学科

数学、自然科学、情報処理技術、計測技術、電気電子技術、加工技術、設計法等の基礎技術を習得し、豊かな一般教養のもと、創造性も合わせ持つ柔軟な思考を有し、設計や製作ができる実践的技術者を養成する。

■電気工学科

数学、自然科学、情報処理技術、電磁気学、電気回路、実験等により基礎技術を習得し、豊かな一般教養のもと、創造性も合わせ持つ柔軟な思考ができる実践的技術者を養成する。

■電子工学科

数学、自然科学、情報処理技術、エレクトロニクスの基礎技術を習得し、豊かな一般教養のもと、創造性も合わせ持ち、多種多様な課題を解決できる実践的技術者を養成する。

■応用化学科

数学、自然科学、情報処理技術に加え、物質の基本を理解し、新しい物質作りに応用できる基礎学力を習得し、豊かな一般教養のもと、創造性も合わせ持ち柔軟な思考ができる実践的技術者を養成する。

■都市工学科

数学、自然科学、情報処理技術、構造力学、水理学、土質力学、計画、環境に関する科目に重点をおき、豊かな一般教養のもと、自然や人間に優しい生活環境をデザインするための総合的な技術力、判断力、創造性を合わせ持つ実践的技術者を養成する。

○専攻科課程

専門分野の知識・能力を持つとともに他分野の知識も有し、培われた一般教養のもとに、柔軟で複合的視点に立った思考ができ、問題発見、問題解決ができる創造性豊かな開発型技術者を養成する。

■機械システム工学専攻

数学、自然科学、情報処理技術、電気電子応用技術、加工技術、設計法等の専門技術を習得し、培われた一般教養のもと、設計や製作において複合的視点で思考、問題発見、問題解決ができる創造性豊かな開発型技術者を養成する。

■電気電子工学専攻

数学、自然科学、情報処理技術、電磁気学、電気回路、エレクトロニクス、実験等により専門技術を習得し、培われた一般教養のもと、柔軟な思考ができ、複合的視点で思考、問題発見、問題解決ができる創造性豊かな開発型技術者を養成する。

■応用化学専攻

数学、自然科学、情報処理技術に加え、物質の基本を十分に理解し、新しい物質作りに応用できる専門学力を習得し、培われた一般教養のもと、柔軟な思考ができ、複合的視点で思考、問題発見、問題解決ができる創造性豊かな開発型技術者を養成する。

■都市工学専攻

数学、自然科学、情報処理技術、構造力学、水理学、土質力学、計画、環境に関する専門技術に重点を置き、培われた一般教養のもと、柔軟な思考ができ、複合的視点で思考、問題発見、問題解決ができる創造性豊かな開発型技術者を養成する。

(1-1) 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

準学士課程のディプロマ・ポリシーには、「何ができるようになるか」、「学力・資質・能力等の内容」が明記されている。また、各学科の基本方針（養成すべき人材像）と整合性がとれている。

(資料 1-1-(1)-01)

(1-2) 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

カリキュラム・ポリシーでは、「一般科目を低学年に多く配置し、学年が進むにつれて専門科目が多くなるようなくさび形に授業科目を編成しています」と編成方針を明記しており、一般科目及び専門科目それぞれについてその基本方針を明確に定めている。また、カリキュラム・ポリシーは、各学科の基本方針（養成すべき人材像）をもとに策定したディプロマ・ポリシーを達成できるように編成されていることから、ディプロマ・ポリシーとの整合性がとれていると判断する。また、2019年度の本報告書作成時には記載のなかった「学習成果の評価の方針」が現在の本校のカリキュラム・ポリシーには記載されており改善がなされている。

(資料 1-2-(1)-01)

(1-3) 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

アドミッション・ポリシーは、「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」から構成されており、明確に定められている。また、その内容はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて定められており、3つのポリシーの整合性はとれていると判断する。

「学力の三要素」である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」については、アドミッション・ポリシーに中で以下のように表現されており、「学力の三要素」に係る内容が含まれていると判断する。

・「工学に興味を持ち、将来技術者として活躍したいと強く希望を持っていること」

→主体性、協働性

・「理論的に考えることができ、実験や実習に興味を持っていること」

→思考力、判断力、主体性、多様性、協働性

・「数学や理科が得意なこと、英語に関心があること」

知識、技能、表現力

・「基礎的な学力を有していること」

知識、技能、思考力

(資料 1-3-(1)-01)

(1-4) 専攻科課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

専攻科課程のディプロマ・ポリシーには、「何ができるようになるか」、「学力・資質・能力等の内容」が明記されている。また、各専攻の基本方針（養成すべき人材像）と整合性がとれている。

(資料 1-4-(1)-01)

(1-5) 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

専攻科のカリキュラム・ポリシーでは、以下の編成方針が明記されており、これをもとに専攻毎の基本方針が明確に定められている。

- (1) 各専攻の専門展開科目については、各専攻の基本方針のもと準学士課程で修得した工学に関する専門知識の上に、さらに高度な専門的学術を修得するための授業科目を系統性に配慮して編成しています。また、特別研究やエンジニアリングデザイン演習などの実習科目をバランスよく配置し、複合的視点で問題を解決する能力や実践力を効果的に養えるように編成しています。
- (2) 専門共通科目については、準学士課程で修得した工学に関する基礎知識をさらに深めるための授業科目と技術者倫理や他分野の知識を修得するための授業科目をバランスよく配置した編成にしています。
- (3) 一般教養科目については、心身ともに調和のとれた感性豊かな人間性を養うと同時に、技術者、また社会人として必要とされる英語力や現代思想文化論など幅広い教養と思考力を養うための授業科目をバランスよく配置した編成にしています。

カリキュラム・ポリシーは、各学科の基本方針（養成すべき人材像）をもとに策定したディプロマ・ポリシーを達成できるように編成されていることから、ディプロマ・ポリシーとの整合性がとれていると判断する。また、2019年度の本報告書作成時には記載のなかった「学習成果の評価の方針」が現在の本校専攻科のカリキュラム・ポリシーには記載されており改善がなされている。

（資料 1-5-(1)-01 ）

(1-6) 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

専攻科のアドミッション・ポリシーは、「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」から構成されており、明確に定められている。また、その内容はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて定められており、3つのポリシーの整合性はとれていると判断する。

「学力の三要素」である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」については、アドミッション・ポリシーに中で以下のように表現されており、「学力の三要素」に係る内容が含まれていると判断する。

- ・「総合的な基礎学力を有し、数学や英語が得意なこと」
→知識、技能
- ・「各専門分野の基礎知識を有し、さらに専門性を深めることに熱意を持っていること」
→知識、技能、思考力、主体性
- ・「他分野の技術にも興味を持ち、複合的な視点で問題発見と万台解決することに意欲的なこと」
思考力、表現力、判断力、主体性、多様性、協働性

（資料 1-6-(1)-01 ）

(1-7) 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

本校の目的及び3つポリシー（準学士課程、専攻科課程）について、社会の状況を把握し、適宜点検する仕組みとして、「自己評価委員会」が設置されており、外部アンケート等の実施を定期的に行うようにしており、得られた結果は、「自己評価委員会」及び「運営改善会議」で検討されることになっている。このことから、適宜点検する体制が整備されていると判断する。令和4年度（2022年度）に「卒業生・修了生アンケート」と「企業アンケート」を「自己評価委員会」において実施しており、得られたアンケート結果をもとに検証を行う予定である。

（資料1-7-(1)-01、資料1-7-(1)-02、資料1-7-(1)-03、資料1-7-(2)-01、
資料1-7-(2)-02）

自己評価

本校の目的として、本校の使命、教育方針、養成すべき人材像、準学士課程及び専攻科課程それぞれの3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を明確に定めており、これらは本校Webページや学生便覧で明記し公表している。また、それらを適宜点検する体制も整っており、基準1に関する細目は全て満たされている。

2018年度に検討事項として挙げていた即応性のある企業アンケートの実施については、2019年度、2022年度に実施した。また、卒業生・修了生アンケートも当初の計画通り2019年度以降、毎年度末に実施している。これら2つのアンケート結果をもとに今後、運営改善会議で3つのポリシーや本校の特色について検証する予定である。

以上より、基準1に関する細目は概ね満たしているものの、カリキュラム・ポリシーの不備を改善する必要があることから、基準1に関する自己評価は「5」と判断する。

【基準2】神戸高専の教育組織に関するこ

(2-1) 学科の構成及び専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

本校の準学士課程は、機械工学科、電気工学科、電子工学、応用化学科、都市工学科で構成されており、本校の目的である神戸の産業及び文化の発展向上に寄与するという目的に沿った構成となっている。これを達成するために策定された各科のディプロマ・ポリシーとの整合もとれている。

本校の専攻科課程は、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、応用化学専攻、都市工学専攻で構成されており、本校の目的である神戸の産業及び文化の発展向上に寄与するという目的に沿った構成となっている。これを達成するために策定された専攻のディプロマ・ポリシーとの整合もとれている。

(資料 2-1-(1)-01、資料 2-1-(2)-01)

(2-2) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。

本校の教育活動を有効に展開するために、校内組織図が明確に定められており、検討・運営体制が整備されている。各組織で議論された内容（議事録）は、校内メーリングリストで配信されており、必要な活動が行われている。 (資料 2-2-(1)-01、資料 2-2-(2)-01)

(2-3) 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

一般科目担当教員の構成は、高等専門学校設置基準を満たしつつ、教育課程表に配当された科目構成と比してバランスのとれた専門分野の配置となっている。専任教員にあっては、専門分野を担当時間数の均衡化にも配慮しつつ、一般科目の学習教育目標達成のために適切な担当配置を行っている。英語科の専任教員に1人、非常勤講師に1人の英語のネイティブスピーカーを採用し、国際社会に通用する実践的な英会話能力養成を図っている。

専門科目担当教員は、高等専門学校設置基準の人数を満たし、専門分野を考慮して適切に配置されている。また、担当科目数も大きく偏ることなくバランス良く配置されている。

また、法令に基づき、専任の教授及び准教授の数が確保されている。

(資料 2-3-(1)-01、資料 2-3-(4)-01)

(2-4) 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

専攻科においては、一般教養科目担当教員、専門科目担当教員（専門共通科目、専門展開科目）は、大学改革支援・学位授与機構のレビュー審査において「適」と認定された教員のみが担当するように配置している。研究指導を行う「専攻科特別研究Ⅱ」に関しては、大学改革支援・学位授与機構の「特例認定専攻科」の審査で教員の研究実績・研究能力を審査された結果「適」を受けた教員のみが担当している。このことから、各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているといえる。 (資料 2-4-(1)-01、資料 2-4-(3)-01)

(2-5) 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。

現在、本校の専任教員の年齢構成上、大きく偏ることなくバランスよく配置されている。平成26年度からポジティブアクションに取り組み、平成26年度以降に新規採用された教員36名の内、4名が女性教員となっており、その比率は約11%となっている。なお、各科の技術職員に関しては、12名の内6名が女性職員となっており、その比率は約50%である。(資料2-5-(1)-01)

在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び活性化を図るために、教育表彰制度を設けており、その規程に基づき教育改善等に貢献した教員を表彰するようにしている。また、長期海外研修制度を設けており、教員の1年または半年の海外研修を行っている。

(資料2-5-(3)-01、資料2-5-(3)-02、資料2-5-(3)-03、資料2-5-(3)-04)

(2-6) 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。

全教員は、年度末に「教育研究業績報告書」を校長に提出し、教育や研究実績等の報告を行うようしている。また、年度当初には、「役割・目標シート」を校長に提出し、その年度における各教員の役割や目標を確認している。これらの報告書をもとに、副校长による期首面談、校長による期中面談を実施し、教育研究活動等の実施状況を学校として把握すると同時にスムーズに実施ができるよう助言も行うようにしている。これらの結果は次年度の賞与配分に反映させている。

授業評価に関しては、前期末及び後期末に学生による授業アンケートを実施しており、全教員(非常勤講師を含む)は評価を受けている。学生授業アンケート結果は、研究担当副校长がデータ整理し、運営改善会議に提出している。運営改善会議では、その内容について議論され、アンケート結果が不良であった教科に対しては、改善勧告、改善命令を行っており、定期的な評価・改善指導が行われている。また、前期及び後期にそれぞれ約2週間の教員相互の授業参観期間を設けており、授業改善に取組むようにしている。

(資料2-6-(1)-01、資料2-6-(2)-01、資料2-6-(3)-01、資料2-6-(3)-02、
資料2-6-(3)-03、資料2-6-(3)-04、資料2-6-(4)-01)

(2-7) 教員の採用や昇格等に関する基準や規程が明確に定められ、適切に運用されているか。

採用や昇格に関する手続きの規定は明確に定められている。公募に際しては、高等専門学校設置基準に示された職位に応じての応募資格を公募文書ではっきりと謳っている。書類審査、面接審査の手続きは適切に定められており、また審査に際しては、高等専門学校設置基準に定められた教員資格を基準として、独自に候補者の教育指導能力の評価も行っており、適切に運用がなされている。非常勤講師の採用に関しては、各学科より専門性を考慮して推薦された非常勤講師リストをもとに校務運営会議で検討・議論した後に承認するようにしている。

(資料2-7-(1)-01、資料2-7-(2)-01、資料2-7-(2)-02、資料2-7-(4)-01)

※一部、非公開のため当日閲覧資料とする。

(2-8) 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。

「教務委員会」において、毎年度の様々な内容の FD の実施計画が検討され、定期的に実施されている。2018 年度までは「教育プログラム委員会」において実施していたが、校務組織の見直しにより 2019 年度より「教育プログラム委員会」を廃止し、「教務委員会」がその任を担うことになった。例として、毎年度 6 月に実施される「入学者、在学者の実力テスト（到達度試験）結果報告会」では、数学、英語、理科、国語について在校生の傾向や注意すべき点などが発表され、全教員が情報共有することで今後の指導に役立てている。また、昨年度の課題であった実施した FD による効果の検証について、今年度から FD 実施後にアンケートをとるようにしており、FD 受講の前後での認識の違いからその効果を検証できるようにしている。

(資料 2-8-(1)-01、資料 2-8-(1)-02、資料 2-8-(2)-01、資料 2-8-(3)-01、
資料 2-8-(3)-02)

(2-9) 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。また、教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

本校の事務は、総務、学生の 2 つの係から構成されている。教育課程の展開に直接的に関係する事務職員は学生係に配置されている。総務係及び図書館においては、教員予算、クラス費、備品管理、総合情報センター事務、施設管理等の教育支援業務を的確に実施するために、業務内容に基づく概ね適切な職員の配置を行っている。技術職員は各科に属し、教育・研究に関する技術支援と専門的業務を行っている。図書館には、司書を 3 名配置している。教育支援者に対する研修等を適宜実施し、その資質の向上を図るための取組も行われている。

(資料 2-9-(1)-01、資料 2-9-(3)-01、資料 2-9-(3)-02)

自己評価

本校の教育組織に関して、本校の学科及び専攻の構成は、本校の目的等に照らして適切であり、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制も整備され、必要な活動が行われている。準学士課程、専攻科課程とともに、各科目を担当する教員が適切に配置されており、教授、准教授の人数配置、年齢構成とともにバランスの良いものとなっている。平成 26 年度から取り組んでいるポジティブアクションにより、平成 26 年度以降の新規採用の内、女性比率は教員が約 11%、技術職員が約 50% となっている。

校長及び副校長との個人面談、教育研究業績報告書等の提出、授業アンケートの実施、FD の実施など、学校としての定期的な評価・改善が行われており、その結果として教育表彰を行うなどの取組も行われている。今年度より FD による効果の検証を行うため、FD 実施後にアンケートを行うようにしており、FD の前後での認識の変化からその効果を検証するようにしている。また、採用、昇格に関しての規程も明確に定められており、適切に運用されている。

学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等も適切に配置されており、その資質の向上を図るための取組も行われている。しかしながら、昨今の高専を取り巻く様々

な状況の変化に伴う業務の増加が生じており、現在の教育支援者の人数では対応が難しくなってきている。現在、資質の向上だけでなく、業務の効率化、スリム化を図ることも重要であることから業務内容のゼロベースからの見直しに取り組んでいる、また、これに関連して教職協働体制を構築することも重要であることから、その取り組みを中期計画に盛り込み、中期計画に沿って今年度は入試業務に関する取り組みを行っている。

以上より、基準2に関する細目は概ね満たしているものの、依然として教員、職員ともに多忙化は解消されておらず今後も検証・改善が必要であることから、基準2に関する自己評価は「4」と判断する。

【基準3】神戸高専の自己評価・改善に体制に関するこ

(3-1) 教育活動や研究活動を中心とした総合的な状況について、定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。

本校では、定期的な自己点検・評価を実施するために「自己評価委員会」が設置されており、その方針、体制が整備されている。また、点検・評価の基準・項目が明確に設定されている。

(資料 3-1-(1)-01、資料 3-1-(3)-01)

(3-2) 根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

本校では、毎年度、設定された基準・項目に対して自己評価・点検を行っており、その結果は Web ページで公表している。設定された基準・項目に基づき自己評価・点検を行う際には、各基準・項目に必要な根拠資料等を毎年度、自己評価委員会で収集、蓄積を行っている。

(資料 3-1-(1)-01、資料 3-2-(3)-01、資料 3-2-(2)-1)

(3-3) 神戸高専の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われているか。

教員からの意見は、全教員に対して実施している副校長による期首面談、校長による期中面談時に聴取している。事務職員に対しては、事務室長または総務係長による期首面談、期中面談で意見を聴取している。在学生からの意見は、学生授業アンケートや満足度調査により意見を集約している。また、課外活動評議会、中央執行委員会からクラブ活動や学校生活における意見を聴取している。さらに、学生意見箱を設置しており、学生から校長へ直接意見を伝えることができるようになっている。卒業時、修了時の意見は、満足度調査により意見を集約している。卒業（修了）後一定の期間を経た卒業生、修了生に対しては、定期的（6 年に一回）にアンケートを実施するようにしており、2019 年度に実施している。進学先関係者に対しては、定期的（6 年に一回）にアンケートを実施しているようにしており、次回は 2022 年度に実施予定である。就職先の企業アンケートは、本校に就職関連で訪問された企業の方々に対して実施している。保護者からの意見は、後援会の総会や評議委員会の際に聴取するようにしている。また、平素においてはクラス担任が実施する保護者面談を通じて意見聴取するようにしており、重要事項については学生主事室や運営改善会議に報告するようにしている。

(資料 3-3-(1)-01、資料 3-3-(2)-01、資料 3-3-(2)-02、資料 3-3-(3)-01、

資料 3-3-(4)-01、資料 3-3-(4)-02、資料 3-3-(5)-01、資料 3-3-(5)-02、

資料 3-3-(6)-01、資料 3-3-(6)-02)

(3-4) 神戸高専の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われた結果が自己点検・評価に反映されているか。

本校の構成員及び学外関係者から意見聴取を行った結果は、運営改善会議、自己評価委員会で精査し、自己点検・評価に反映するようにしている。年度ごとに改善項目として挙げ、それらに対する改善計画を立て、自己点検評価シートとしてまとめており、これを Web ページで公表している。

(資料 3-4-(1)-01)

(3-5) 外部有識者による外部評価が定期的に実施され、聴取された意見等が自己点検・評価に反映され

ているか。

本校では「外部評価委員会」を設置し、平成 29 年度から毎年度、外部評価委員会を実施するようしている。外部評価委員会から聴取された意見等は「外部評価意見聴取会」として Web ページで公表するようしている。また、聴取された意見等については、自己点検評価シートに反映させるようにしている。

(資料 3-5-(1)-01、資料 3-5-(2)-01、資料 1-7-(1)-03)

(3-6) 自己点検・評価や第三者評価、外部評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価や第三者評価等の結果は、運営改善会議、自己評価委員会で検討を行うようにしており、教育の質の改善・向上に結び付ける体制は整備されている。

前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘されたアドミッション・ポリシーの明文化（入学選抜の基本方針の明文化）については、すでに改善を行っている。

前回（平成 30 年度）の外部評価で指摘された事項も含めて、令和元年度の「改善事項」として列挙し、改善計画を示しながらその対応を行っている。令和元年度の「改善事項」には挙げていないが、昨年度の外部評価で指摘を受けた「卒業生による学校満足度アンケート」で、授業についての項目が低くなっていることに対する対応として、2019 年度 5 月の校務運営会議で 2018 年度卒業生のアンケート結果を配布し、各学科でこの結果に対して PDCA をまわし改善に努めることを依頼している。

昨年度の自己評価で指摘事項としていた「各種委員会等の議事録の統一見解の周知」、「即応性を持たせた企業アンケートの実施」については、2019 年度に実施している。

(資料 3-6-(2)-01、資料 3-6-(3)-01、資料 3-6-(3)-02、資料 3-3-(5)-01)

自己評価

本校の自己評価・改善の体制として、運営改善会議、自己評価委員会が設置されておりその体制は整備されている。本校の自己点検・評価の基準・項目は明確に定められており、それらの根拠となる資料等の収集とともに毎年度、自己評価を行い、その結果を Web ページで公表している。本校の教職員からの意見聴取は、期首面談や校務運営会議、各委員会等で行われており、学生からの意見聴取は、各種アンケートや学生意見箱等で行われている。また、後援会を通じて学生会組織（学生会、学生評議会、課外活動評議会）からの意見も聴取している。卒業生及び修了生、進路先（企業、大学）の意見聴取は、定期的に外部アンケートを実施しており、学校としてこれらの意見を把握するようしている。平成 29 年度より、毎年度外部評価を実施するようにしており、外部評価で指摘された事項については運営改善会議、自己評価委員会で検討・精査し、次年度の改善事項として挙げ、方針・計画を立て取り組むようにしている。

昨年度の指摘事項であった「各種委員会等の議事録の統一見解の周知」、「即応性を持たせた企業アンケートの実施」については、今年度中に検討されて実施している。

以上より、基準 3 に関する細目は概ね満たしているものの、改善事項に対する取組の達成状況が事項によって不十分な点が多く残っていることから基準 3 に関する自己評価を「3」と判断する。

【基準4】神戸高専の管理運営に関するこ

(4-1) 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

管理運営体制に関する諸規程が整備されており、組織図に示されている通り各種委員会等が設置されている。「神戸市立工業高等専門学校組織規程」及び学則により、校長、副校長等の役割分担を明確に規定しており、校長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。事務組織については、学則に基づき事務組織を整備しており、総務係と学生係を置いている。それぞれの係の業務内容は、毎年度の事務分担表により明記されている。

これらの諸規程や体制の下、各委員会等は原則月1回の定例会議または必要に応じて適宜会議を開催しており、それらの議事録は校内メールにて配信され情報共有されている。(運営改善会議については、機密性が高いこともありメール配信は行っていない)

校内委員会一覧に示す通り、各委員会に教員、事務職員、技術職員が適宜配置されており、連携体制を確保しながら校務運営を行っている。

(資料4-1-(1)-01、資料4-1-(1)-02、資料4-1-(1)-03、資料4-1-(2)-01、
資料4-1-(2)-02、資料4-1-(3)-01、資料4-1-(4)-01、資料4-1-(4)-02、
資料4-1-(6)-01)

(4-2) 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。

本校では、「神戸市立工業高等専門学校における危機管理に関する規程」により。危機発生時における校長、副校長、事務室長等の役割やその管理体制が明確に示されている。また、「神戸高専安全マニュアル」、「海外渡航危機管理マニュアル」も整理されており、「神戸高専安全マニュアル」には各種装置や実験・実習を行うための注意事項、事故時の対応策、法令等が明記されている。また、研究室や実験室には、危機（火災・地震）発生時や事故発生時の対応手順、機器の利用手順を示した掲示をするように指導している。「海外渡航危機管理マニュアル」には海外渡航に関する手続きや危機発生時の対応、安全のための心得等が明記されている。防災訓練として、避難訓練（9月）とシェイクアウト訓練（1月）をそれぞれ毎年1回本科生、専攻科生を含めて実施している。また、管理職以上の教職員は、消防法施行令第4条の2の2の8第3項第1号の規程による「自衛消防業務講習」を受講している。

(資料4-2-(1)-01、資料4-2-(2)-01、資料4-2-(2)-02、資料4-2-(3)-01、
資料4-2-(3)-02)

(4-3) 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

本校では、外部資金を積極的に取り入れる取組の1つとして、全教員が毎年度の科研費申請を行うようにしている。また、科研費や共同研究費などの外部資金調達状況を毎年度報告することにしており、教職員に対して外部資金調達の意識づけを行うようにしている。調達状況の詳細については、基準13で報告する。公的研究費を適正に管理するため、「神戸市立工業高等専門学校における公的研究費の管理・監査の指針」、「神戸市立工業高等専門学校における公的研究費不正防止計画」を制定しており、事務室主導の研修会を適宜行うなどそれらに関するシステムが整備されている。

(資料 4-3-(1)-01、資料 4-3-(2)-01、資料 4-3-(2)-02)

(4-4) 外部の教育資源を積極的に活用しているか。また、管理運営のための任務を果たすことができるよう研修等、管理運営に関わる SD が組織的に行われているか。

本校では、各種工業系団体や金融機関、大学、企業等との協定を締結し、産金学官技術フォーラムや合同見学会、各種講演会等を開催するなど積極的に外部教育資源を活用している。管理職に対しては、神戸市や国立高専機構等が主催する管理職研修に参加し、その任を果たすことができるための研修を受講させるようにしている。

(資料 4-4-(1)-01、資料 4-4-(2)-01)

(4-5) 教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

本校では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される以下の事項について、本校 Web ページで公表している。

【学校教育法施行規則第 172 条の 2 （抜粋）】

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

また、第百六十五条の二第一項の規定により定める方針については、本校の 3 つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を本校 Web ページで公表している。

【第百六十五条の二第一項（抜粋）】

- 一 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
- 三 入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

これらは、Web ページの公開だけでなく、教職員会議や全校集会等で適宜周知を図るようにしている。また、本部棟ロビーやエレベーター内、全教室、体育館、情報演習室などに 3 つのポリシーを記載したパネルを設置しており、教職員や学生が常に目にできるようにして周知を図っている。

自己評価

本校の管理運営に関する体制として、「神戸市立工業高等専門学校組織規程」や「神戸高専組織図」を含め各種委員会規程等が適切に制定されており、役割分担や業務内容が明確に示されている。また、これらの活動は適切に実施されており、管理運営がなされている。安全管理について、「神戸市立工業高等専門学校における危機管理に関する規程」が制定されており、これらに関連するマニュアルも公表され、周知されている。また、危機（火災・地震）発生時や事故発生時の対応手順、機器の利用手順を示したポスターを各研究室や実験室に掲示をするように指導しており、安全管理や危機管理等について意識を高めるようにしている。全校避難訓練も、全学生（本科生、専攻科生）と教職員を対象として毎年度実施されている。外部資金獲得の1つの方針として、全教員が毎年度、科研費に申請することにしており、令和元年度の科研費の採択件数および配分額は、2年連続で近畿の7つの高専の中でトップとなっている。協定締結を行った各団体、大学、企業等と連携し、外部教育資源として積極的に活用し、様々な活動を実施している。さらに、学校教育法施行規則に関する情報公開も、本校Webページにおいて公表されている。

以上より、基準4に関する細目は概ね満たしているものの、実施の徹底と各項目の認知度の把握について不十分なところが残っていることから基準4に関する自己評価を「3」と判断する。

【基準5】神戸高専の財務に関すること

(5-1) 本校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。

本校は、神戸市立の工業高等専門学校として「神戸市立学校設置条例」により設置された「公の施設」であるため、学校の目的に沿った教育研究活動のための資産である校地、校舎等を占有使用しており、その所有権は神戸市が持っている。このため、授業料や入学選抜料等は神戸市の収入として計上されており、それらを含めて本校の運営の関する経費は、神戸市の予算として措置されている。このため、本校としての債務はなく、経常的な収入は事業年度ごとに神戸市予算として安定的に確保できており、過去3年間における支出超過もない。

(資料5-1-(1)-1、資料5-1-(1)-2、資料5-1-(2)-1、資料5-1-(2)-2、資料5-1-(3)、
資料5-4-(1))

(5-2) 本校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

本校における毎事業年度の収支予算・決算は、市会の予算・決算特別委員会で慎重に審議された後、それぞれ議決・認定されている。27年度からは時代に合った高度な実験実習を高専において実施するため、新たな実験実習設備の導入、老朽化した設備の更新を計画的に行ってている。

(資料5-2-(1))

(5-3) 本校の目的を達成するため、教育研究活動に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備しているか。そして、実際に行われているか。

本校の予算配分を適切に行う体制として、予算委員会が設置されており、収支に係る方針・計画性を考慮しつつ「校内予算書」の検討・審議を行っている。また、決定された「校内予算書」は、全教職員に明示されている。 (資料5-3-(1)、資料5-3-(3))

(5-4) 本校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。

本校は神戸市の公的機関であるため、神戸市の財政事務や経営にかかる事業の管理は、監査事務局が「財務定期監査」(地方自治法第199条第1項、第4項)を実施している。また、市の自主監査要綱に基づき、毎年課長級職員が点検者となり現金取り扱い事務や各所属の事務について自主監査を実施するなど財政事務の適正化を図っている。 (資料5-4-(1)、資料5-4-(2)、)

自己評価

本校の財務に関しては、神戸市予算として経常的収入が継続的に確保されており、神戸市の監査事務局により財務に関する適正な監査等が履行されている。校内の教職員には「校内予算書」が明示されており、過去3年間において支出超過もないことから、基準5に関する自己評価を「5」と判断する。

【基準6】学習環境及び学生支援に関するこ

(6-1) 編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。

本校は、高等専門学校設置基準を満たす校地面積、校舎面積を有しており、高等専門学校設置基準で定められている運動場も校舎と同一敷地内に設けている。また、校舎には専用施設として教室（講義室、演習室、実験・実習室、視聴覚教室等）、図書館、保健室、総合情報センター、機械工場等が設置されており、全ての講義室には空調設備が設置されている。図書館は、自主的学習スペースにもなっている。厚生施設や運動施設として、体育館、プール、テニスコート、トレーニングルーム、武道場等が設置されている。また、自主学習スペースとしても活用できる多目的施設として、六神ホールが設置されている。機械工学科には CAD 室、流体実験室、生産加工学実験室等が、電気工学科には情報演習室、電力工学実験室、高電圧工学実験室等が、電子工学科にはソフトウェア実験室、デバイス工学実験室、音響工学実験室等が、応用化学科には分析化学実験室、有機化学実験室、無機化学実験室等が、都市工学科には水理実験室、土質工学実験室、構造実験室等が設置されており、専門分野に関連する施設・設備として活用されている。

施設・設備の安全衛生管理体制として、「安全衛生対策委員会」、「安全衛生委員会」が設置されている。「安全衛生委員会」は年2回開催され、各施設を計画的に巡視するとともに現状を産業医に報告し、助言を頂くようにしている。また、全ての教室や実験室には、火元責任者を定めており、「神戸高専安全マニュアル」に沿って管理している。学生には、各施設を利用する前に、使用の手引き等をもとに必要に応じたガイダンスを適宜実施している。

エレベーター、スロープ及び半自動ドア設置等、施設・設備のバリアフリー化への取組も適宜行ってい。教育・生活環境の学生の満足度は、自己評価委員会を中心に卒業生・修了生を対象に毎年度満足度アンケートを行っており、その把握・改善等を行う体制が整備されている。2017年度までのアンケート結果等より把握されたトイレ改修（洋式トイレ）と wi-fi の設置に関する意見に対して、2018年から各棟のトイレ改修を行っており、2022年度に大規模に進められ、一部を除く全ての校舎において改修が終了している。また、現在は全教室に wi-fi を設置している。2017年度～2018年度にかけて卒研室や実験室等の空調設備の設置も行っているが、機械工場や水理実験室等の大型実験室への空調設備の設置については、計画はなされているものの予算の都合上、未だ設置には至っておらず、今後も予算要求を続けて行く予定である。

（資料 6-1-(1)-01、資料 6-1-(1)-02、資料 6-1-(3)-01、資料 6-1-(7)-01、
資料 6-1-(7)-02、資料 6-1-(8)-01、資料 6-1-(8)-02、資料 6-1-(8)-03、
資料 6-1-(8)-04、資料 6-1-(8)-05、資料 6-1-(9)-01、資料 6-1-(9)-02、
資料 6-1-(10)-01、資料 6-1-(11)-01、資料 6-1-(11)-02、資料 6-1-(12)-01）

(6-2) 教育内容、方法や学生のニーズに対応した ICT 環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

校内ネットワーク環境が構築されており、学生が利用可能な演習室として総合情報センターに PC が 50 台設置された演習室が 2 つあり、1 クラス一斉授業で学生が 1 人 1 台の PC を利用して講義・演習が行える環境を提供している。また、総合情報センターには PC21 台を設置した小演習室も設置されており、実験実習や卒業研究などの少人数の演習も行えるようにしている。また、長尺プリンターシステム、ネットワークスキャナやデジタルビデオ編集システム等が備えられており、これらを活用した情報リテラシー教育、プログラミング教育、情報基礎教育、各学科の情報関連教育などが行われている。これらの施設は、公開講座やクラブ活動（電子計算機部）にも活用されるとともに、自主学習が行えるようにするために放課後に演習室を学生に開放している。総合情報センターに関する管理・運営は総合情報センターが行い、その組織や業務内容は「神戸市立工業高等専門総合情報センター規程」で明確に定められている。

ICT 環境のセキュリティ管理体制として、「情報セキュリティ委員会」を設置し、「神戸市情報セキュリティ対策基準（工業高等専門学校編）」に基づき、ICT 環境のセキュリティ管理を行っている。このような体制のもと、ICT 環境は各講義等で有効に活用されている。

ICT 環境に関する学生の満足度は、自己評価委員会を中心に卒業生・修了生を対象に毎年度満足度アンケートを行っており、その把握・改善等を行う体制が整備されている。満足度調査結果で校内 Wi-Fi 設置の要望が挙がっていたことから、2018 年度に実施された情報システム更新の際に各教室に校内 Wi-Fi を設置し ICT 環境の改善を行った。

（資料 6-2-(1)-01、資料 6-2-(1)-02、資料 6-2-(1)-03、資料 6-2-(2)-01、
資料 6-2-(2)-02、資料 6-2-(2)-03、資料 6-2-(3)-01、資料 6-1-(12)-1）

(6-3) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

本校には、高等専門学校設置基準で定められている図書館の設備があり、その面積は 981m² である。図書館には、司書も配置されており、蔵書約 8.2 万冊（和書 76,512 冊、洋書 5,327 冊）、学術雑誌 121 タイトル、視聴覚資料（CD、カセットテープ、ビデオテープ、DVD）1,805 タイトルがあり、教育研究上必要な図書を系統的に収集・整理している。また、個人（隨時ならびに各クラス（年に一度）から購入希望図書を募っており、2013 年度からは学生によるブックハンティングを実施するなどして、教員のみならず学生からの要望に応えた図書の購入を行っている。図書館を有効に利用するために、Web 上で図書利用に関する情報を提供しているとともに、新入生に対しては「図書館利用案内」を配布し、施設見学、ガイダンスも行っている。図書館内には、情報検索端末として PC16 台、タブレット 45 台が設置されている。2021 年度は、貸し出し冊数が 3,510 冊であり、入館者数は延べ 1,900 名を超えていることから、図書館が教職員や学生、学外利用者に有効に活用されているといえる。

（資料 6-3-(1)-01、資料 6-3-(1)-02、資料 6-3-(1)-03、資料 6-3-(1)-04、
資料 6-3-(1)-05、資料 6-3-(1)-06、資料 6-3-(2)-01、資料 6-3-(2)-02、

資料 6-3-(3)-01、資料 6-3-(4)-01、資料 6-3-(4)-02、資料 6-3-(4)-03)

(6-4) 履修等に関するガイダンスを実施しているか。

本校では、履修に関するガイダンスを本科新入生、本科編入生には合格者招集日に教育担当副校長が行っている。専攻科入学生には、3月の本科終業式の日に専攻科入学予定者ガイダンスを実施しており、履修に関する事項も明記されている「専攻科のしおり」を配布し、これをもとに専攻科長が行っている。なお、社会人入学予定に対しても同様のガイダンスを行うことにしており、これまでに入学した実績はない。

(資料 6-4-(1)-01、資料 6-4-(1)-02、資料 6-4-(1)-03)

(6-5) 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

本校では、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制として、担任制の導入、オフィスアワーズの設定、試験前学習支援等の支援体制を整備している。また、資格・検定試験の取得を促進するために、資格・検定料補助制度を整備しており、2018年度に受けた助成件数は177件である。これらの支援体制のもと、オフィスアワーズや資格・検定料補助は学生に利用されている。なお、学生相談室においても修学に関する相談も行っている。学生のニーズを把握するための取組として、担任制の導入の設置をしている。主に、本科ではクラス担任、専攻科では専攻主任が学生への指導・助言・相談を行う体制が整備されており、機能している。海外派遣や海外留学等の国際交流活動に関する指導・助言・相談は、国際協働研究センターも支援するようになっており、シアトル派遣等の事前指導、イングリッシュラウンジの開催等を行っている。

(資料 6-5-(1)-01、資料 6-5-(1)-02、資料 6-5-(1)-03、資料 6-5-(1)-04、
資料 6-5-(1)-05、資料 6-5-(1)-06、資料 6-5-(1)-07、資料 6-5-(1)-08、
資料 6-5-(1)-09、資料 6-5-(1)-10、資料 6-5-(1)-11、資料 6-5-(1)-12、
資料 6-5-(2)-01、資料 6-5-(2)-02、資料 6-5-(3)-01、資料 6-5-(3)-02、
資料 6-5-(3)-03、資料 6-5-(4)-01)

(6-6) 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

編入学生の学習及び生活に対する支援としては、各学科においてその専門分野に必要な知識を習得させるために編入学前に事前指導を行う体制を整備している。また、合格者招集日に生活に関する事前指導を行うようにしている。

社会人学生に対しても、編入学生同様の体制で行うがこれまでに社会人学生が入学した例はない。

障害のある学生に対しては、「神戸市立工業高等専門学校障がい学生支援委員会」が設置されており、支援が必要と判断した場合は、本委員会で支援方針等を議論し、実施している。なお、障害者差別解消法第5条、第7条、第8条に対応し、合理的な配慮を行う体制を整備している。

(資料 6-6-(1)-01、資料 6-6-(1)-02、資料 6-6-(2)-01、資料 6-6-(3)-01、
資料 6-6-(5)-01、資料 6-6-(6)-01、資料 6-6-(7)-01、資料 6-6-(7)-02、

資料 6-6-(7)-03、資料 6-6-(8)-01)

(6-7) 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言体制として、学生相談室、保健室の設置、相談員やカウンセラーの配置等を整備し、奨学金や授業料減免に係る体制も整備している。毎年度、前期末と後期末には、「体罰・いじめアンケート」を実施しており、学生の生活等に関する意見を聴取するようしている。聴取されたいじめに関する事項については、学生主事室が慎重に事実確認を行い、「神戸市立工業高等専門学校いじめ防止基本方針」に沿って対応している。また、その他の生活に関する事項については「人権教育推進委員会」で対応している。ハラスメントに関しては、「神戸市立工業高等専門学校ハラスメント防止に関する指針」が制定されており、その防止に努めている。

奨学金制度に関しては、本校 Web ページに公開するとともに、年度初めに各教室に各種奨学金制度一覧を掲示し、クラス担任から案内をして周知するようしている。授業料減免・軽減助成制度（神戸市）については、本校 Web ページに公開するとともに学生便覧にも明記されており、学生への周知を図っている。高等学校就学支援金制度（国）については、学生便覧に明記されており、学生への周知を図っている。2022 年度の奨学金は、日本学生支援機構 37 名、その他奨学金 46 名が採用されている。授業減免は、日本学生支援機構 37 名、高等学校等就学支援金制度（国） 550 名、授業料減免・軽減助成制度（神戸市）108 名が認められており、これら生活や経済面に対する制度は学生に利用されている。なお、高校生等奨学給付金は 27 名、が給付を受けている。

健康診断、身体測定は毎年度 1 回、全校学生（本科生、専攻科生）に対して実施している。健康相談・保健指導は適宜、保健室で行うようしている。学生相談室でも適宜、希望に応じて指導・相談・助言を行うようとしており、学生に利用されている。

健康診断、身体測定は毎年度 1 回、全校学生（本科生、専攻科生）に対して実施している。健康相談・保健指導は適宜、保健室で行うようしている。学生相談室でも適宜、希望に応じて指導・相談・助言を行うようとしており、学生に利用されている。

（資料 6-7-(1)-01、資料 6-7-(1)-02、資料 6-7-(1)-03、資料 6-7-(1)-04、
資料 6-7-(1)-05、資料 6-7-(1)-06、資料 6-7-(1)-07、資料 6-7-(1)-08、
資料 6-7-(1)-09、資料 6-7-(2)-01、資料 6-7-(2)-02、資料 6-7-(3)-01）

(6-8) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

本校のキャリア教育に関する体制を整備するため、「進路指導委員会」を設置している。2 ヶ月に 1 回（原則、奇数の月）開催し、各学年におけるキャリア教育に関する事項、就職・進学の支援活動、進路指導ガイダンスの実施、合同企業説明会の実施、女子学生に対するキャリア教育の計画、「進路関係書類の作成について」の作成等を行っている。これらの取組により計画・方針が決定した事項は、各学科、各学年、各クラスで実施されており、機能している。

（資料 6-8-(1)-01、資料 6-8-(2)-01、資料 6-8-(3)-01）

(6-9) 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

本校の課外活動（部活動、同好会、研究会）に関する事項は、設置された「クラブ顧問会議」におい

て議論・協議され、各顧問間の連携を円滑に図ることにより学生の課外活動を支援している。原則として、全教員がどこかのクラブ、同好会、研究会の顧問として配置されている。学生会館3階には、合宿等にも利用できる2つの大広間（和室）があり、必要な手続きを経てクラブ活動、研究会活動で利用されている。また、必要なクラブに対しては外部コーチを依頼できるようになっており、競技力向上を図る体制も整備されている。2022年度は、7つのクラブ（華道部、弓道部、硬式野球部、ESS部、バレーボール部、空手部、ロボット工学研究会）で外部コーチの招聘が認められている。これらの支援体制のもと、毎年、多くのクラブが全国高専大会に出場しており、2022年度は水泳部（10連覇）、卓球男子団体が3位入賞しており、剣道男子個人が優勝、卓球女子ダブルスが2位、卓球男子シングルスが3位、アーチェリー女子個人戦30mWが1位となっている。各種コンテスト（ロボコン、プロコン、デザコン）にも積極的に取り組んでおり、2022年度は全国デザコン（AMデザイン部門）で審査員特別賞を受賞しており、これらの支援体制は機能している。本校の自治会活動として学生会が組織されており、その中に学生会活動の実質的な方針・計画・実施を行う中央執行委員会、各クラス委員長、副委員長で構成される評議会、専門委員会、クラブ代表者で構成される課外活動協議会が設置されている。これらは、学生準則第22条及び学生会規程で定められており、その責任の所在は学生準則第24条により学生主事（学生担当副校長）と定められている。総会、高専祭、評議会等は計画的に実施されており、これらの支援体制は機能している。

（資料6-9-(1)-01、資料6-9-(1)-02、資料6-9-(1)-03、資料6-9-(1)-04、資料6-9-(1)-05、資料6-9-(2)-01、資料6-9-(3)-01）

自己評価

本校の学習環境に関しては、高等専門学校設置基準を満たした校地面積及び校舎面積を有しており、校内には講義室、運動場、図書館、保健室等の施設を備えているほか、機械工場や総合情報センター等の附属施設や厚生施設、トレーニングルーム、自主学習スペース等も設けている。安全管理の体制として、「安全衛生委員会」、「安全衛生対策委員会」が設置されており、施設の巡視、産業医への報告・助言、安全マニュアルや校内事故緊急対応マニュアルの作成を行っており、安全衛生に関する取組が行われている。ICT環境は、総合情報センターを中心に管理・運営されており、講義や放課後開放等で有効に利用されている。情報セキュリティに関する体制も整備されている。図書館は、教育研究上必要な8万を超える蔵書を系統立てて収集されており、利用規約や図書館利用案内に沿って有効に利用されている。ブックハンティングも実施しており、学生の要望を考慮した図書の収集も行っている。学生への学習支援として、担任制度の導入、オフィスアワーズの設定、試験前学習支援等を実施しており、学生の指導・相談・助言、学生からのニーズの把握に努めている。特別な支援を必要とする学生に対する支援体制として、編入学生に対しては事前指導や各学科による入学前の事前学習指導を実施し支援している。障害のある学生に対しては、「障がい学生支援委員会」が設置されており、学生の状況に応じた支援方針を検討・協議し、特別な支援を行っている。キャリア教育に関しては、「進路指導委員会」を中心に協議・検討がなされ、対象学年毎の計画・方針を決定し、学科、学年、クラス単位で実施している。学生の課外活動においては、学生主事（学生担当副校長）を責任者と定め、クラブ活動、同好会活動、研究会活動、学生会活動、評議

会活動等の指導・相談・助言を行っている。クラブ活動等においては、競技力向上を目的とした外部コーチ制度も整備されており、2022年度多くのクラブ部が全国高専大会に出場している。運動部では、水泳部（10連覇）、卓球男子団体が全国3位入賞を果たしている。2018年度にこれまでの全国高専体育大会50年間を振り返った報告書が国立高専機構で作成され、その中に全国高専大会での成績（団体種目）を集計した結果が報告されている。この結果によると神戸市立工業高等専門学校は全国1位となっており、神戸市教育委員会より表彰を受けている。また、2022年度の全国デザコン（AMデザイン部門）で審査員特別賞を受賞している。

安全衛生については、安全衛生に関する体制が整備され、安全マニュアル等が作成され公表されているものの、それらが教職員や学生にどの程度認知されているかを把握する体制は十分ではない。また、予算の関係上、本校だけの努力ですぐに対応できない事項ではあるが、機械工場や水理実験室の大型実験室への空調設備の設置は、夏季の熱中症対策、学習環境の改善として重要課題といえる。さらに、本校のホームルーム教室の面積約67m²は建設当時の設置基準を満たしているが、現在は80m²を基準に国立高専は改修を行っており、これに比べると本校のホームルーム教室は高等専門学校としては狭いと言わざるを得ない。このため、4年次への編入学生を受け入れることができない状況も生じている。上記2点については、今後も神戸市に対して現状説明を行っていくとともに、改修や設置が実現するまでは現状の施設に対する使用マナーや整理整頓を徹底して、少しでも使用環境を良くしていくための努力が必要である。

以上より、学習環境や学習支援、安全管理に関する様々な取り組みがなされているが、その成果や認知度を把握する取り組みが十分ではなく改善の余地を残していることから、基準6に関する自己評価を「4」と判断する。

【基準7】準学士課程の教育課程及び教育方法に関するこ

(7-1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

準学士課程の教育課程は、本校の学習・教育目標に沿って低学年に一般科目を多く配置し、学年があがるに従って専門科目の比重が高くなるくさび形の科目配置となっている。さらに、学科ごとのカリキュラム・ポリシーに従って授業科目が体系的に配置されている。一般教育の充実に配慮し、1学年から5学年まで一般科目を配置している。4学年では、必修科目として国語表現法、体育、確率・統計、英語演習を配置し、選択科目として配置している「国際コミュニケーション」では、ドイツ語、中国語、韓国語から言語を選択できるようにしている。2022年度5年生からは一般科目の選択科目が大幅に増設されている。具体的にはA選択、B選択、C選択が8科目ずつ開講され、その中から1科目ずつ選択する方式になっており、選択肢が広がっている。その他、5学年には必修科目として英語演習、体育を配置しており、英語力の強化と心身の調和が図れるように配慮している。進級に関して「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」で明確に定めており、1年間の授業を行う期間も定期試験を含め35週を確保している。特別活動は、ホームルームで90時間、防災・減災入門で30時間以上確保している。特別活動で行う「防災・減災入門」は、阪神淡路大震災を経験した神戸高専として防災・減災の意識を身につけた学生を育成することを目的として実施しており、1学年から3学年までに講義や施設見学、市民救命士講習などをバランスよく配置している。

（資料7-1-(1)-01、資料7-1-(1)-02、資料7-1-(2)-01、資料7-1-(2)-02、
資料7-1-(3)-01、資料7-1-(4)-01、資料7-1-(5)-01、資料7-1-(5)-02）

(7-2) 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。

学生の多様なニーズに配慮するため、他学科の授業科目の履修認定やインターンシップによる単位認定を行っている。ただし、他学科の履修認定は本校が2017年度から開始した成長産業技術者教育プログラム履修者のみとなる。インターンシップは選択科目であり、近年ではコロナ禍でオンライン実施や受け入れが中止になるケースもあるが、多くの学生が企業や大学等にインターンシップに行き、単位認定を受けている。正規の教育課程に関わる補充教育として、1学年の金曜7,8限に「数学特別クラス」を配置しており、数学に苦手意識を持っている学生を対象に数学の基礎学力の底上げを図るように配慮している。学科ごとに準学士課程の教育課程と専攻科の教育課程との科目系統図を明確にすることにより、それぞれの学科及び専攻科で2つの教育課程の連携が図れるように配慮している。語学力の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成に配慮し、1学年から5学年まで英語に関する科目（英語、英語演習、工業英語等）を配置している。低学年では、「英語」、「工業英語」等の科目により（読む、書く）に重点を置き、高学年では「英語演習」により（聞く、話す）に重点を置くようにしている。ネイティブ教員は常勤1名、非常勤1名が配置されている。TOEICスコアの向上を目的に、校内のTOEIC IP試験を年間4回実施している。また、（聞く、話す）の育成を目的として、水曜日の放課後に「イングリッシュラウンジ」を開催し、ネイティブスピーカーとの会話ができるようにしている。個別の授業科目においては、PBLやALの導入や英文教科書の導入な

ど様々な工夫がなされており、資格取得に関する講義や補習も行われている。最先端の技術に関する教育として、講義科目や演習科目等で関連する最先端技術の紹介や先端装置の使用、学会等で得た最先端の情報の学生へのフィードバック、専門家による講演会の実施など様々な工夫を行っている。

(資料 7-2-(1)-01、資料 7-2-(2)-01、資料 7-2-(3)-01、資料 7-2-(4)-01、
資料 7-2-(5)-01、資料 7-2-(5)-02、資料 7-2-(5)-03、資料 7-2-(5)-04、
資料 7-2-(6)-01、資料 7-2-(7)-01、資料 7-2-(8)-01)

(7-3) 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

創造力を育む教育方法として、本科課程では実験実習において各学科の特色を考慮したエンジニアリングデザインをベースとした取組がなされている。例として、機械工学科では3学年で創造設計製作、4学年でコースごとのPBL教育を実施しており、創造性豊かな製作物や成果を高専祭で公開している。専攻科では他専攻の学生同士で協力して取り組む2学年のエンジニアリングデザイン演習が必修科目であり、授業に関わった企業から高い評価を得ている。実践力を育む教育方法として、第4学年にインターンシップ（学外実習）を配置している。この科目では、履歴書（エントリーシート）の作成指導や書類郵送時、メール連絡時の指導も行っている。また、単位認定には実習報告書の作成、実習報告会の実施を義務付けており、実践力や社会常識を育む工夫をしている。学生の実習中の活動については受け入れ先の企業から概ね高い評価を得ており、報告書や報告会などでも問題なくほぼ全員が単位認定されている。さらに2017年度以降は、正規の教育課程ではないが「成長産業技術者教育プログラム」において企業との連携を深めた教育を実践している。

(資料 7-3-(1)-01、資料 7-3-(1)-02、資料 7-2-(2)-1、資料 7-3-(3)-01、
資料 7-3-(3)-02)

(7-4) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

各学科の授業形態は、おおよそ必修科目の73%～79%が講義系科目、21%～27%が実験実習系科目となっており、講義で得た知識を実験実習や卒業研究で体験として身につけるという各学科のカリキュラム・ポリシーに沿った構成となっている。また、教育改善に関する取組は、年度末に教職員データベースに登録することになっており、適宜、教育内容や教育方法の工夫や改善も図られている。

(資料 7-4-(1)-01、資料 7-4-(2)-01、資料 7-3-(1)-02)

(7-5) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各シラバスは、カリキュラム・ポリシーの趣旨に沿って作成されている。シラバスには、授業科目名、単位数、対象学年、担当教員名、到達目標、学習・教育目標、概要と方針、教育内容（毎週の講義内容）、総合評価方法、評価方法の基準、履修上の注意事項、テキスト・参考書、関連科目が明記されている。また、高等専門学校設置基準第17条第3項の規程に基づく授業科目（学修単位科目）

であるかどうかも明記されている。本校では、学修単位Ⅰ、学修単位Ⅱ、学修単位Ⅲと区別しており、大学単位科目は、学修単位Ⅱが該当する。学修単位Ⅱ、学修単位Ⅲに関しては、修得に必要な自己学習時間もシラバスに明記している。本校では、50分の授業を1単位時間、90分の授業を2単位時間として定めているが、50分の授業を連続して行うことにより、点呼や課題回収、導入、課題の説明等が省略されるため、実質50分授業2回分に相当する講義内容が確保できている。シラバスは、各科目の最初の授業で配布し、説明するようにしており、シラバス内容の周知を図っている。教員のシラバスの活用状況は、年度末に「授業自己点検シート」を提出することで確認している。学生のシラバス活用状況は、授業アンケートで確認している。また、毎年度、学科毎でシラバス会議を開催することになっており、次年度に向けたシラバス内容の確認と改善を行っている。履修時間（自己学習時間）の実質化の取組として、各科目でレポートや課題等を行うのに必要な所要時間を考慮して設定するようにしている。その結果として、学生の授業アンケート時にその科目に要した自己学習時間を問うようにし、確認している。

（資料7-5-(1)-01、資料7-5-(1)-02、資料7-5-(1)-03、資料7-5-(2)-01、
資料7-5-(2)-02、資料7-5-(2)-03、資料7-5-(3)-01、資料7-5-(4)-01、
資料7-5-(5)-01、資料7-5-(6)-01）

(7-6) 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

成績評価や単位認定基準は、カリキュラム・ポリシーに従って「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」で定められており、各種ガイダンスやクラス担任を通じて学生に周知している。この規程に基づき、各科目の成績評価及び単位認定を行っている。また、追試験、再評価試験に関する評価方法も「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」に明記されている。科目担当者は、年度末に「評価内訳表」、「授業自己点検シート」を提出することになっており、成績評価の内容やシラバス記載通りの評価方法で算定されているかなどを客観性、厳格性をもって確認できるようにしている。2020年度からは評価内訳表についても相互チェックを行っており、さらに厳格性と客観性の担保を高めている。成績評価方法等含むシラバス作成時には、毎年度、教員間で相互チェックを行うようにしており、学科長がそれらをまとめて「シラバスチェック報告書」を提出することになっている。定期試験及び中間試験のあとには、答案の返却、解説を行うようにしており、その際に学生からの意見申立を受けるようにしている。また、後日に生じる意見申立に対しては、担任を通じて受け付けるようになっており、意見に対しては担任と科目担当者で確認・対応を協議し、その結果を教務主事室に報告することにしている。

（資料7-1-(3)-01、資料7-6-(2)-01、資料7-6-(3)-01、資料7-6-(3)-02、
資料7-6-(4)-01、資料7-6-(6)-01、資料7-6-(7)-01、資料7-6-(7)-02、
資料7-6-(8)-01、資料7-6-(8)-02、資料7-6-(8)-03）

(7-7) 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

本校の就業年限は5年と学則で明確に定められている。卒業認定については、ディプロマ・ポリシーに従って「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」で定められており、学生便覧

に明記しているほか、各種ガイダンスやクラス担任を通じて学生に周知している。毎年度、3月に卒業認定会議を開催し、5年生一人ひとりに対して、教務主事室が作成した卒業認定会議資料をもとに審議し、卒業認定を行っている。

(資料 7-7-(1)-01、資料 7-7-(3)-01、資料 7-7-(4)-01、資料 7-1-(1)-02)

自己評価

本校の準学士課程の教育課程及び教育方法に関しては、高等専門学校設置基準を満たしつつ、カリキュラム・ポリシーを踏まえて適切な授業科目を体系的に配置しており、一般教育充実への配慮や学生の多様なニーズへの対応、創造力・実践力を育む教育の配慮、外国語の基礎能力養成の配慮等も行われている。実践力を育む教育として、教育課程とは別の取り組みとして「成長産業技術者教育プログラム（航空宇宙分野、医療福祉分野、ロボット分野）」の開設と1学年から3学年の特別活動として実施している「防災・減災入門」がある。創造力を育む教育として、各学科においてエンジニアリングデザインをベースとした取り組みがなされている。進級認定および卒業認定に関しては、「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」に基づいて厳正に成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定を行っており、学校としてもそれらを把握する体制が整備されている。以上のことから、本校の準学士課程の教育課程及び教育方法に関する基本的事項については、概ね満足していると考える。2019年度の改善検討事項であった、進級認定基準や卒業認定基準の周知度を確認する取組として学生、教員へのアンケートを実施し認知度の把握に努めている。また、試験返却の実施内容について、採点基準について提示（説明）することなどを教務必携に明記した。

以上のことから、準学士課程の教育課程及び教育方法に関して、様々な取り組みや改善がなされるとともに成績の厳格性と客観性に関する事項を教務必携等での明文化し、アンケートも実施して得られた結果に対しての効果的な対応を検討している。したがって、基準7に関する自己評価は「5」と判断する。

【基準8】準学士課程の学生の受入れに関すること

(8-1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

入学者の受入れ方針に関する指針（アドミッション・ポリシー）の中の「入学者選抜の基本方針」に沿って入学選抜方法を定め、選抜区分（推薦による選抜、学力検査による選抜）を明示している。また、本科4学年への編入試についても選抜区分（指定校制度による選抜、学力検査による選抜）を明示しており、学力検査の出題内容も明示している。推薦による選抜、学力検査による選抜とともに、その配点方法は定められており「学生募集要項」や「中学教員用高専ガイド」で公表されている。推薦による選抜での面接内容は、志望動機、将来のこと、ものづくりの経験などを質問するようにしており、適切な内容であるといえる。このように、本校はアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを実施している。

（資料8-1-(1)-01、資料8-1-(2)-01）

(8-2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れが行われているかの検証は、「入試委員会」において検証している。その年度の合格者の平均点や入学直後に実施する実力試験結果をもとに検証しており、現在は概ねアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れができていると判断していることから、従来通りの入学者選抜方法を踏襲することになっている。実力試験の結果については、毎年6月にFDを開催し、教員全員と情報共有するようにしている。

（資料8-2-(1)-01、資料8-2-(1)-02、資料8-2-(1)-03、資料8-2-(2)-01）

(8-3) 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。

本校の学生定員は、機械工学科80名、電気工学科40名、電子工学科40名、応用化学科40名、都市工学科40名と定められており、学則に明記されている。入学定員と実入学者との関係を把握し、改善を図る体制として「入試委員会」を設置している。これまでの入学者数は、各学科とも過去5年間を含め学生定員通りの入学者を受け入れており、学生定員に対して適正な受入れが行われている。

（資料8-3-(1)-01、資料8-3-(2)-01、資料8-3-(3)-01、資料8-3-(3)-02）

自己評価

本校の入学者選抜の基本方針に基づき明示された入学者選抜方法及びその配点方法に沿って学生の受入れが実施されている。受入れた学生の検証も行われており、これまでに学生定員通りの入学者を受け入れている。

以上より、基準8に関して全て満たしていることから基準8に関する自己評価を「5」と判断する。

【基準9】準学士課程の学習・教育の成果に関すること

(9-1) 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果の把握・評価は、教務委員会及び校務運営会議、教務主事室、自己評価委員会で行う体制となっている。ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果については、「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」に基づき実施される卒業認定会議において、把握・評価を行っている。学生自身の学習・教育の成果は、自己評価委員会で卒業時の達成度評価、満足度調査を実施してその状況把握を行い、その結果に対して校務運営会議及び教務委員会で検証している。また、教務主事室では、単位修得及び原級留置状況を調査し、その結果からクラス毎の状況把握・検証を行っている。改善が必要と判断された場合は、教務委員会で改善策の検討を行うことになっている。卒業時のクラス成績平均点から、学習・教育の成果は認められていると判断する。

（資料 9-1-(1)-01、資料 9-1-(1)-02、資料 7-1-(3)-1、資料 9-1-(3)-01、
資料 9-1-(3)-02）

(9-2) 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

学生・卒業生・進路先関係者からの意見は、自己評価委員会で達成度アンケートや外部アンケートを実施しており、把握・評価する体制となっている。達成度アンケートは毎年度実施し、外部アンケートは 6 年毎に卒業生・修了生アンケートと進路先アンケートを実施する計画となっている。特に、2022 年には卒業生、企業、大学に向けた実験実習に関する大規模なアンケートを実施し、企業や大学から 291 件、卒業生から 492 件の回答を得た。その結果、卒業生・修了生が就職先で評価を受けていることが確認されていること、企業が求める能力とディプロマ・ポリシーとの内容が合致していること、卒業生や修了生の優れた点として挙げられている項目も企業が期待する能力と重なっていること、実験実習が役立っているとの認識が示されたことから、ディプロマ・ポリシーは現状のままで良いとの結論を得た。学生が卒業時に行う卒業生学校満足度アンケートの結果では、2020 年度は、年度当初から新型コロナウィルス感染症の影響により休校を余儀なくされた影響もあり、授業についての満足度は 2019 年度よりも 0.26 ポイント下がり 3.40 であった。2021 年度の同項目の結果は 3.66 であり、改善がみられた。新型コロナウィルス感染症への対応をさらに改善し、次年度につなげていく必要がある。2021 年度のその他の項目では、施設・設備についての満足度は 3.53、学生生活の満足度は 3.75、就職進学の満足度は 4.07 であった。

（資料 9-1-(1)-01、資料 9-2-(2)-01、資料 9-2-(2)-02、資料 9-2-(3)-01、
資料 3-6-(3)-1）

(9-3) 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

過去 3 年間の就職・進学の状況は、2019 年度は就職率 100%、進学率 98%、2020 年度は就職率 100%、進学率 94%、2021 年度は就職率 100%、進学率 98% と極めて高い数値となっている。なお、就職率は

(就職者数／就職希望者数)、進学率は(進学者数／進学希望者数)で計算している。就職先は、主に製造業、情報通信業、電気・ガス・水道業、鉄道業、技術サービス業、公務等の本校が育成する技術者像にふさわしいものとなっている。進学先は、専攻科や大学の工学系、理学系の学部となっており、本校での学習・教育の成果が活かせる進学先となっていることから、本校の学習・教育の成果は認められると判断する。(資料 9-3-(1)-01)

自己評価

過去 3 年間の本校の卒業生の就職率、進学率、就職先、進学先の結果から、本校が育成しようとする技術者像にふさわしい結果となっていることから、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果は得られているものと判断する。学生の卒業時に実施している達成度アンケート結果でほとんどの項目が 60% 以上となっていることから、概ね学習・教育の成果は得られていると判断する。2021 年度に実施した就職先（企業）アンケートと卒業生・修了生アンケートの結果について自己評価委員会で検証した結果、ディプロマ・ポリシーは現状のままで良いとの結論を得ている。以上のように、準学士課程の学習・教育の成果に関しては、その成果を把握・評価する体制が整備され、その体制のもと各種アンケート等が実施されており、それらの結果から学習・教育の成果が得られていると判断される。また 2021 年度の学校満足度アンケートの結果についても概ね前年度を上回る結果となっており、改善が見られたと判断される。

以上より、基準 9 に関する細目は概ね満たしており、学習・教育の成果も得られていると判断できることから基準 9 に関する自己評価を「5」と判断する。

【基準10】専攻科課程の教育課程及び教育方法に関するこ

(10-1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、専攻科の授業科目が適切に配置され、専攻科の教育課程が体系的に編成されているか。

専攻科課程の教育課程は、本校専攻科の学習・教育目標に沿って準学士課程の科目との連携や発展を考慮しながら、専攻ごとのカリキュラム・ポリシーに従って授業科目が体系的に配置している。科目としては、「現代思想文化論」や「地域学」、「時事英語」等の一般教養科目（必修、選択）と「工学倫理」や「シミュレーション工学」、「数理統計」等の専門共通科目（必修、選択）、各専攻で開講する専門展開科目（必修、選択）を専門科目として配置している。

(資料1-5-(1)-01、資料10-1-(1)-01、資料10-1-(1)-02) 他基準資料

(10-2) 専攻科の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

各専攻の専門科目の授業形態は、講義系科目が63～71%、講義・演習系科目が9～17%、演習・実験実習系科目が20%～21%となっており、講義科目で知識を習得し、演習、実験実習系科目で実践力を養えるような編成となっている。

複合的視点や創造力、実践力を養う科目として、専攻科2年に「エンジニアリングデザイン演習」を配置している。これは、PBL教育の1つとして、2年生全員を専攻に関係なく6つの班に分けて、与えられた大きな課題に対して班毎で各専攻の知識を持ちより、問題点の抽出から解決方法の検討、製作までを行うものである。

実践力を養う科目として、「専攻科特別実習」と「シミュレーション工学」を配置している。「専攻科特別実習」はインターンシップであり、国内で15日以上かつ120時間以上、国外で10日以上かつ80時間以上の実習を行い、実習報告会を経て2単位の単位認定を行っている。「シミュレーション工学」は、シミュレーション技術の向上を目的とし、各専攻に関連した課題に対してシミュレーション解析を実施している。

(資料10-2-(1)-01、資料10-2-(2)-01、資料10-2-(2)-02、資料10-2-(2)-03、
資料10-2-(2)-04)

(10-3) 専攻科の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

専攻科の教養教育として、「一般教養科目」として7科目、13単位を配置しており、修了要件として8単位以上修得するようにしている。また、神戸研究学園都市周辺にある5大学1高専で設置・運営する大学共同利用施設「UNITY」では、加盟大学、高専間での単位互換授業を行っている。これにより、他大学の単位を修得することも可能になっている。単位互換講座で修得した単位は、16単位を限度に本校専攻科での修得単位として認定している（ただし、専攻に係る科目以外の科目については、8単位を越えない範囲で認定）。ただし、大学改革支援・学位授与機構に申請する学士取得のための単位としては認定されていない。また、2020年度から、「神戸市みんなの手話言語条例」（平成27年4月）の

促進と普及に資するため、新たに「手話言語学」を新設し、ユニティ科目としても提供している。さらに、英会話力促進を目的として「コミュニケーション英語」の内容を TOEIC 対策的な内容から一新し、ネイティブスピーカー教員が担当する英会話中心の内容に変更している。

本校専攻科は大学改革支援・学位授与機構から「特例認定専攻科」として認定されているため、専攻科特別研究 I、II を指導できる教員は、大学改革支援・学位授与機構の研究業績の審査を受け、指導教員（教授、准教授）、指導補助教員（講師、助教）として「適」の判定を受けた教員だけとなっている。これらを踏まえ、作成された専攻科特別研究 I、II のシラバスには、評価方法も明確に示されており、適切な研究指導が行われている。

（資料 10-3-(1)-01、資料 10-3-(1)-02、資料 10-3-(1)-03、資料 10-3-(1)-04、
資料 10-3-(1)-05、資料 10-3-(1)-06、資料 2-4-(3)-01）他基準資料要確認

（10-4）専攻科の成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

成績評価や単位認定基準は、カリキュラム・ポリシーに従って「専攻科の授業科目の履修等に関する規程」で定められており、学生便覧に明記されている。学生への周知は、これらが明記された「専攻科のしおり」や「学生便覧」を配布するとともに、各種ガイダンスや専攻主任を通じて行っている。各科目の成績評価や単位認定は、この規程に基づき作成されたシラバス内に明記された評価方法に沿って行われている。専攻科の講義科目は、全て学修単位 II となる。このため、履修時間（自己学習時間）を実質化するため、本科と同様に各科目でレポートや課題等を行うのに必要な所要時間を考慮して設定するようにしており、その結果の確認は学生の授業アンケート時にその科目に要した自学学習時間を問うようにして確認している。また、追試験、再試験の実施及び評価方法に関しても「専攻科の授業科目の履修等に関する規程」に明記されている。専攻科は学年制ではなく単位制であるため、単位修得できなかった科目は原則として次年度に再受講することになり、本科のような再評価試験は実施していない。科目担当者は本科と同様に、年度末に「評価内訳表」、「授業自己点検シート」を提出することになっており、成績評価の内容やシラバス記載通りの評価方法で算定されているかなどを客觀性、厳格性をもって確認できるようにしている。成績評価方法等含むシラバスの作成は、本科と同様に毎年度、教員間で相互チェックを行うようにしている。定期試験後に、「試験返却期間」を設けており、学生が答案の確認や意見申し立てができるようにしている。

（資料 10-4-(1)-01、資料 10-4-(1)-02、資料 10-4-(2)-01、資料 10-4-(7)-01、
資料 7-6-(8)-03）他基準資料要確認

（10-5）修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

専攻科の修業年限は 2 年と学則に明確に定めている。修了認定基準については、ディプロマ・ポリシーに従って定められており、学則、専攻科のしおりに明記されているほか、各種ガイダンスや専攻主任を通じて学生に周知されている。専攻科の多くは選択科目であるが、その中に「※」が付された科目は選択必修科目扱いとして履修指導している。必修科目と規定以上の選択必修科目を修得していれば、その他の選択科目はどのような科目を修得していても、学習・教育目標の全ての項目に関与できるよう

になっており、ディプロマ・ポリシーに沿った修了認定基準であるといえる。毎年度、3月に修了認定会議を開催し、修了認定基準に沿って全専攻科生一人ひとりに対して、研究涉外主事室が作成した「修了認定会議資料」をもとに審議し、修了認定を行っている。

(資料 10-5-(2)-01、資料 10-5-(3)-01) 主事室追加要資料

自己評価

本校の専攻科課程の教育課程及び教育方法に関しては、カリキュラム・ポリシーを踏まえた適切な授業科目を体系的に配置している。教育課程は、本科の準学士課程の教育課程との連携や発展を考慮したものとなっており、講義系科目だけでなく実験実習系科目も適切に配置しており、創造力・実践力を育む教育への配慮もなされている。一般教養科目の充実を目的に、2020年度から新たに「手話言語学」を新設する。これは UNITY 提供科目として、「神戸市みんなの手話言語条例」(平成 27 年 4 月) の促進と普及にも資するものと考える。また、「コミュニケーション英語」の内容をこれまでの TOEIC 対策的な要素から一新し、ネイティブスピーカーが担当する英会話中心の内容に変更する。

複合的な視点と創造力、実践力を育む教育として、専攻科 2 年生後期に「エンジニアリングデザイン演習」を配置している。これは、2 年生全員を専攻に関係なく 6 つの班に分けて、与えられた大きな課題に対して班毎で各専攻の知識を持ちより、問題点の抽出から解決方法の検討、製作までを行うものであり、報告会では毎年度ユニークなアイデアや現実的な対策案などが報告されている。2019 年度は、1 つの班が神戸大学との連携事業「西脇市アイデアソン」に参加し、そのテーマに対して取り組んだ。

一般教養科目の充実として、大学共同利用施設「UNITY」の加盟大学、高専間での単位互換授業を行っている。他大学の講義で修得した単位は、専攻科の修了単位として単位認定しており、幅広い講義を受講できるようにしている。

修了認定に関しては、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに従った「専攻科の授業科目の履修等に関する規程」を定めており、これに基づいて厳正に成績評価、単位認定、修了認定を行っている。専攻科の多くは選択科目となるため、修了生がどのような選択科目を修得しても、修了時に専攻科の学習・教育目標の全ての項目に関与できることを担保しておく必要がある。この対策として、選択科目の中に「*」を付して、その科目を選択必修科目扱いとして修了要件を定め、履修指導している。その結果、必修科目と規定以上の選択必修科目を修得していれば、他の選択科目はどのような科目を修得していても、修了要件を満たしていれば修了時に学習・教育目標の全ての項目に関与できるようにしている。

シラバスは、本科と同様に毎年度、各学科でシラバス会議を開催し、内容の検討と改善が図られているほか、教員相互のシラバスチェックが行われている。科目におけるシラバス利用や成績評価方法の確認のため、年度末に「評価内訳表」、「授業自己点検シート」の提出を義務付けており、学校としてもそれらを把握する体制が整備されている。以上のことから、本校の専攻科課程の教育課程及び教育方法に関する基本的事項については、概ね満足していると考える。しかしながら、成績評価方法や修了認定基準の周知度を確認する取組は十分ではなくその対策を検討する必要がある。また、提出された成績評価等は、年度末に評価内訳表や授業自己点検シートの提出を義務付けて自己申告している。

以上より、基準 10 に関する細目は概ね満たしているが、学生の認知度を把握する取り組みが不十分であることから基準 10 に関する自己評価を「5」と判断する。

【基準11】専攻科課程の学生の受入れに関すること

(11-1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

入学者の受入れ方針に関する指針（アドミッション・ポリシー）の中の「入学者選抜の基本方針」に沿って入学選抜方法を定め、選抜区分（推薦による選抜、学力試験による選抜）を明示している。推薦による選抜、学力試験による選抜とともに、その配点方法は定められており「学生募集要項」に明示されている。推薦による選抜、学力試験による選抜の配点方法、評価方法の詳細な取り決めは、それぞれ内規として明確に定めている。推薦による選抜での面接内容は、志望動機や研究内容、将来に進路などを質問するようにしており、また専攻に関連する口述試験も加えていることから適切な内容であるといえる。

（資料 11-1-(1)-01、資料 11-1-(2)-01、資料 11-1-(3)-01、資料 11-1-(2)-02（推薦選抜の内規、当日閲覧）、資料 11-1-(2)-03（学力選抜の内規、当日閲覧）） 主事室追加資料

(11-2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れが行われているかの検証は、「入試委員会」において検証している。その年度の合格者の取得点数や学科長からの面接結果報告、試験科目作成者からのコメントをもとに検証しており、2019年度実施の入試結果については概ねアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れができていると判断している。英語の配点は、TOEICスコア等の換算点を用いているが、専攻科受験生のTOEICスコアが上昇するにつれ、当時のTOEICスコア換算表では総合評価の中で英語の配点が占める割合が高くなりすぎ、他の科目的配点が多少悪くても、合格基準を満たしてしまう状況が生じた。この結果を受けて、2016年度に実施した「平成29年度専攻科学生入試」より現在のTOEICスコア換算表への改善を行った。

（資料 11-2-(1)-01、資料 11-2-(3)-01、資料 11-2-(3)-02）

(11-3) 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。

本校専攻科の学生定員は、機械システム工学専攻8名、電気電子工学専攻8名、応用化学専攻4名、都市工学専攻4名と定められており、学則に明記されている。専攻毎の入学定員と実入学者数との関係の把握と改善を図る体制として、「入試委員会」が設置されており整備されている。これまでの入学者数は、平成28年度までは定員の2倍近くになる専攻もあったので、2017度に実施した「平成30年度専攻科学生入試」から現在の学力選抜試験にA方式（専願）、B方式（併願）を取り入れた入試制度に改善した。この結果、直近5年間の入学者数は入学定員の150%までとなり、結果としてより優秀な学生が確保できるようになっている。

（資料 10-4-(1)-01、資料 11-2-(1)-01、資料 11-3-(3)-01、資料 11-3-(4)-01、資料 11-3-(4)-02、資料 11-3-(4)-03）

自己評価

本校専攻科の入学者選抜の基本方針に基づき明示された入学者選抜方法及びその配点方法に沿って学生の受入れが実施されている。また、状況の把握及び検証・改善を図る体制として入試委員会が設置されており、検証された結果に対して、適宜、改善も行っておりその体制は機能していることから、基準11に関する細目はほぼ満たしている。また、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるために面接方式の改善も行っている。さらに、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れているかの検証として2022年度より、毎年新入生アンケートを実施し継続的に検証していく仕組みを構築している。

以上のことから基準11に関する自己評価を「5」と判断する。

【基準12】専攻科課程の学習・教育の成果に関すること

(12-1) 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果の把握・評価は、専攻科運営委員会及び校務運営会議、自己評価委員会で行う体制となっている。ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果については、「専攻科の授業科目の履修等に関する規程」に基づき実施される修了認定会議において、把握・評価を行っている。修了認定会議では、学生一人ひとりの単位取得状況や学習・教育目標の関与の状況、学会発表経験等を確認しており、その結果、修了認定を受けた全ての専攻科生は、本校専攻科の学習・教育目標の全ての項目を満たしていることから、学習・教育の成果は認められると判断できる。研究の成果については、専攻科学生は学会発表や学会活動等において様々な賞を受賞していることから、研究活動における成果も認められると判断できる。

(資料 12-1-(1)-01、資料 12-1-(2)-01、資料 10-5-(3)-01、資料 10-1-(1)-01、
資料 12-1-(3)-01)

(12-2) 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

学生・修了生・進路先関係者からの意見は、自己評価委員会で満足度アンケートや達成度評価、外部アンケートを実施し、把握・評価する体制となっている。満足度アンケート、達成度評価は毎年度その状況把握を行い、その結果に対して校務運営会議で検証している。満足度アンケートでは施設や設備以外は平均して本科卒業生 3.7、専攻科修了生 3.9 を超えていることが概ね満足されていると思われる。また、達成度評価では学生の自己評価の平均が 75%を超えており、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果が得られていると思われる。外部アンケートは 6 年毎に卒業生・修了生アンケートと進路先アンケートを実施する計画となっており、2019 年度に卒業生・修了生アンケートと企業アンケートを実施し、2021 年度に進学先アンケートを実施した。アンケート結果は、自己評価委員会等で分析し、その結果に対して校務運営会議及び専攻科運営委員会で検証している。

(資料 12-2-(1)-01、資料 12-2-(2)-01、資料 12-2-(2)-02、資料 12-2-(2)-03、
資料 12-2-(3)-01、資料 12-2-(4)-01、資料 12-2-(4)-02)

(12-3) 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

直近 3 年間の就職・進学の状況は、2019 年度は就職率 100%、進学率 100%、2020 年度は就職率 100%、進学率 100%、2021 年度は就職率 100%、進学率 100% と極めて高い数値となっている。なお、就職率は（就職者数／就職希望者数）、進学率は（進学者数／進学希望者数）で計算している。就職先は、主に製造業、情報通信業、技術サービス業、建設業、公務等の本校専攻科が育成する技術者像にふさわしいものとなっている。進学先は、工学系、理学系の大学院となっており、本校専攻科での学習・教育の成果が活かせる進学先となっていることから、本校の学習・教育の成果は認められると判断できる。

(資料 12-3-(1)-01)

(12-4) 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

本校の専攻科は、全ての専攻が大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されているため、学位取得率は 100% となっている。特例適用専攻科に認定される以前では、専攻科修了時に学位を取得できなかった学生が数名いたが、専攻修了後の再申請で全員が学位を取得している。このことから、本校専攻科修了生の学位取得率は 100% であり、学習・教育の成果は認められると判断する。

自己評価

過去 3 年間の本校専攻科修了生の就職率、進学率はともに高く、就職先は製造業、情報通信業、技術サービス業、建設業、公務等が中心であり、進学先も工学系、理学系の大学院であることから、本校専攻科が育成しようとする技術者像にふさわしいものとなっている。このことから、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果は得られているものと判断する。学生自身の学習・教育の成果は、修了時に満足度調査及び達成度アンケートを実施して把握するようにしており、達成度評価では学生の自己評価の平均が 75% を超えていることから、概ね学習・教育の成果は得られていると判断する。卒業生・修了生アンケート、企業アンケートを 2019 年度に、2021 年度に進学先アンケートを実施し、アンケート結果は、自己評価委員会等で分析し、その結果に対して校務運営会議及び専攻科運営委員会で検証している。

以上より、基準 1.2 に関する細目を全て満たしているから基準 1.2 に関する自己評価を「5」と判断する。

【基準13】神戸高専の研究活動に関するこ

(13-1) 神戸高専の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られているか。

本校の研究の目的および基本活動方針は、「神戸市立工業高等専門学校の研究の目的」により明確に定められている。

この目的を達成するため、「総合情報センター」、「地域協働研究センター」、「機械実習工場」から構成される実施体制を整備している。「地域協働研究センター」は、共同研究や受託研究、奨学寄附金の申請窓口や産学官連携事業、技術相談等の業務を担っている。機械実習工場には、マシニングセンター、5軸制御工作機械、NC フライス盤などがあり、「機械工場使用願」を提出することで専門学科の垣根を越えて利用可能となっている。各専門学科には、走査型電子顕微鏡 (SEM) や万能試験機、インパルス電圧発生装置、無響室、クリーンルーム、核磁気共鳴装置 (NMR)、クロマトグラフ、載荷試験機、2次元造波水槽など、研究を実施するに必要な設備が配置されている。支援体制として、各学科に技術職員が配置されており、各学科内の実験実習設備の整理・保全、学科内予算の執行手続き等で教員をサポートしている。事務室は外部資金の申請や外部資金の管理等で教員の研究活動をサポートしている。

総合情報センターは、「教職員データベース」を構築し、教員個人の研究成果をデータベース化することで教員の業績管理を支援している。教職員データベースの登録内容は、研究業績、特許、学会表彰、年度別所属学会、年度別学会役員となっており、様々な申請で各教員の業績書の提出が必要となった際に、登録されたデータを活用している。さらに同センターでは、各教員の申請によって研究活動に必要なサーバの貸し出しを行っており、学外とのネットワークを通じた研究活動の支援を行っている。

教員の2018年度の研究業績は、新しい学事システムの不具合がまだ解消されておらず入力はされているものの出力できない状況であるため、正確な数値を示すことはできないが2017年度と同等の数値であると推測している。ちなみに、2017年度の研究業績数は約490件であり、教員1人あたり年間約5件の論文執筆や学術発表を行っていた。企業との共同研究費や科研費等の外部資金の獲得金額は直近3年間で約6,000万円前後となっており、2018年度、2019年度の科研費の採択件数、配分額ともに近畿の7つの高専の中でトップとなっている。このことから、研究活動に対するアクティビティは十分にあると言える。

本校は、神戸市機械金属工業会、神戸信用金庫、神戸市産業振興財団等との産学官事業として「産金学官技術フォーラム」を20年以上に渡り実施しており、本校の研究活動の成果を地域企業に発表すると同時に、本校教員や学生と企業関係者の交流の場を提供している。専門学科の教員は、卒業研究や専攻科特別研究において、各自の研究分野に関連するテーマを設定し、学生の研究指導を行っている。研究活動の成果は、産金学官技術フォーラムや学会で、多数の学生が研究発表を行っており、学生のプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の向上に繋がっている。

研究に関する問題点を把握し、それを改善に結びつける体制として、「自己評価委員会」を設置しており、毎年度、評価基準に沿って自己点検・評価を行っている。評価結果は「運営改善会議」に報告され、内容の確認と改善策の検討が行われる。特例適用専攻科の指導教員の育成と外部資金獲得の促進、地元企業との共同研究の促進を目的に、学内研究助成制度の設置を検討し2020年度からの実施に向

て調整を進めている。

(資料 13-1-(1)-01、資料 13-1-(2)-01、資料 13-1-(2)-02、資料 13-1-(2)-03、
資料 13-1-(3)-01、資料 13-1-(3)-02、資料 13-1-(4)-01、資料 13-1-(4)-02、
資料 13-1-(5)-01、資料 13-1-(6)-01、資料 13-1-(6)-02、資料 13-1-(7)-01、
資料 13-1-(7)-02、資料 13-1-(7)-03)

自己評価

本校の研究活動に関する実施・支援体制として、「総合情報センター」、「地域協働研究センター」、「機械実習工場」を設置しており、教員の研究活動をサポートしている。各専門科には、その分野に必要な計測装置や実験装置が設置されており、研究活動の実施体制は整備されている。事務職員、技術職員は、外部資金の申請や外部資金の管理、各学科内の実験実習設備の整理・保全、学科内予算の執行手続きなど、教員の研究活動をサポートしている。

教員の 2017 年度の研究業績数は、教員 1 人あたり年間約 5 件の論文執筆や学術発表を行っており、企業との共同研究費や科研費等の外部資金の獲得金額は直近 3 年間で約 6,000 万円前後となっている。また、2019 年度の科研費の採択件数、配分額は、ともに近畿の 7 つの高専の中で 2 年連続トップとなつておらず、本校教員の研究活動に対するアクティビティは十分にあると言える。神戸市機械金属工業会、神戸信用金庫、神戸市産業振興財団等の協力のもと、20 年以上に渡り実施している「産金学官技術フォーラム」は、本校の研究活動の成果を地域企業に発表できる機会となっているだけでなく、本校教員や学生と企業関係者との貴重な交流の場となっている。研究活動に関する問題点等の把握・評価する体制として、自己評価委員会が設置されており、抽出された事項は運営改善会議で検討する体制となっている。自己評価委員会からの提案を受けて、特例適用専攻科の指導教員の育成と外部資金獲得の促進、地元企業との共同研究の促進を目的に 2020 年度から実施の方向で学内研究助成制度の創設を運営改善会議で検討・調整しているところである。

以上より、基準 1.3 に関する細目は全て満たしていることから基準 1.3 に関する自己評価を「4」と判断する。

【基準14】神戸高専の地域貢献活動に関すること

(14-1) 神戸高専の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められているか。

本校の地域貢献活動の目的と基本活動方針は、「神戸市立工業高等専門学校の地域貢献の目的」により明確に定められている。実施体制として「地域協働研究センター」が設置されており、地域貢献活動に対する当該年度の実施計画は、年度初めの「地域協働研究センターハイブリッド会議」で議論され、神戸高専夏季公開講座や小・中学校への出前授業、小・中学校理科担当教員を対象とした指導力向上研修等を計画的に実施している。指導力向上研修の事後アンケート結果では、研修を受講された教員から高評価が得られており、この活動における成果は十分に得られている。これらの活動に対する成果や問題点等の把握・検証は、地域協働研究センター内でアンケート結果等をもとに実施し、必要に応じて改善策も講じて次の機会に活かすようにしている。地域協働研究センターだけでは対処できないような事項に関しては、「運営改善会議」で確認し、改善策を検討することになっており、地域貢献活動から得られた成果や問題点等を改善に結びつける体制も整備されている。

(資料 14-1-(1)-01、資料 14-1-(1)-02、資料 14-1-(2)-01、資料 14-1-(3)-01、
資料 14-1-(4)-01、資料 14-1-(4)-02、資料 14-1-(4)-03、資料 14-1-(4)-04、
資料 14-1-(4)-05、資料 14-1-(5)-01、資料 14-1-(6)-01、資料 14-1-(6)-02
資料 14-1-(6)-03、資料 14-1-(6)-04、資料 14-1-(6)-05、資料 14-1-(6)-06
資料 14-1-(6)-07)

自己評価

本校の地域貢献活動に関しては、「地域協働研究センター」を設置しており、その実施体制を整備している。実施体制のもと、神戸高専夏季公開講座や小・中学校への出前授業、小・中学校理科担当教員を対象とした指導力向上研修等を計画的に実施しており、受講者からの評価も高いことから、これらの地域貢献活動の成果は得られていると判断する。地域貢献活動に対する成果や問題点を把握し、それを改善に結びつける体制も整備されている。

以上より、基準14に関する細目は全て満たしていることから基準14に関する自己評価を「5」と判断する。

【基準15】神戸高専の国際交流活動に関すること

(15-1) 神戸高専の国際交流活動等に関する目的等に照らして、国際交流活動が適切に行われ、活動の成果が認められているか。

本校の国際交流活動の目的と基本活動方針は、「神戸市立工業高等専門学校の国際交流活動の方針」に明記されており、その実施体制として「国際協働研究センター」が設置されている。当該年度の実施計画は、年度当初の国際協働研究センター委員会で確認され、計画通りに進められている。また、必要が生じた場合には、適宜、計画の修正も行われている。現在、海外とのMOU締結は、ウィスコンシン大学スタウト校(アメリカ)や台北城市科技大学(台湾)、オタゴポリテクニック(ニュージーランド)、正修科技大学(台湾)など5校と締結している。オタゴポリテクニックとは毎年度3月に18名前後の学生が短期留学しており、台北城市科技大学とは4年研修旅行で台北に訪れた際に交流活動を実施している。派遣プログラムとしては、神戸市立高校生シートル派遣やトビタテ留学JAPANに応募し、数名の学生が派遣されている。受入れプログラムとしては、日本国際協力センターや兵庫県国際交流協会からの依頼に対して可能な限り対応し、本校学生との交流活動を実施している。これらの活動は、新型コロナウィルス感染症の影響で休止を余儀なくされたが、再開の方向で動き始めている。また、本校内でイングリッシュラウンジを開催し、水曜日の放課後にネイティブスピーカーとの会話を気楽に行えるようにしている。オタゴポリテクニック短期留学後のアンケート結果は6段階評価でおおむね4以上となっており、短期留学による成果は得られていると言える。国際交流活動の実施方法や得られた成果の把握・評価は、国際協働研究センターで適宜行われており、改善策の検討も行われている。国際協働研究センターだけでは対応できない事項に対しては、研究涉外主事室でも検討され、最終的には運営改善会議に報告し、改善策の検討することになっていることから、改善に結びつける体制も整備されており、機能している。

(資料15-1-(1)-01、資料15-1-(2)-01、資料15-1-(3)-01、資料15-1-(3)-02、
資料15-1-(3)-03、資料15-1-(3)-04、資料15-1-(4)-01、資料15-1-(4)-02、
資料15-1-(5)-01、資料15-1-(5)-02)

自己評価

本校の国際交流活動の目的及び基本活動方針は明確に定められており、その実施体制として「国際協働研究センター」を設置している。この実施体制のもと、派遣プログラムや受入れプログラム、イングリッシュラウンジの開催等を計画的に実施しており、海外派遣経験者からの評価も高いことから、これらの国際交流活動の成果は得られていると判断する。国際交流活動に対する成果や問題点を把握し、それを改善に結びつける体制も整備され、改善も行われている。

以上のように、国際交流活動に関する細目は全て満たしているため、基準15に関する自己評価を「5」と判断する。ただし、留学生のいない本校においては、今後も様々な工夫やアイデアを出して国際交流活動の活発化に取り組む必要がある。